

参考配布

平成 25 年 6 月 13 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335, 5325)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

標記について、新潟労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、新潟労働局が配布した資料です。

厚生労働省
新潟労働局発表
平成25年6月13日

担当	職業安定部 需給調整事業室
	室長 長柄 肇
	係長 五十嵐 潤
	電話 025-288-3510
	FAX 025-288-3517

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

新潟労働局（局長：大崎 眞一郎）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分特定派遣元事業主

名 称 株式会社NCI
代表者の職氏名 代表取締役 佐久間 弘一
所 在 地 新潟県南魚沼市六日町794番地2
平和殖産第2ビル201
届出に関する事項 届出番号 特15-300654
届出年月日 平成23年6月6日

第2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり）

第3 処分理由

株式会社NCIは、平成24年3月1日から同年11月30日までの間、労働者派遣法第5条第1項に違反して、厚生労働大臣の許可を受けずに、少なくとも派遣労働者述べ752人を労働者派遣することによって、一般労働者派遣事業を行っていたこと。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1 労働者派遣事業、請負事業にかかる全社総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図ることを前提に、速やかに改善すること。

総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第5条第1項（許可なく一般労働者派遣事業を行わないこと）
- (2) 同法第26条第1項（労働者派遣契約を適正に締結すること）
- (3) 同法第34条第1項（派遣労働者に適正に就業条件を明示すること）

2 第3に記載した法違反発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずるとともに遵法体制の整備を図ること。

参 考

○ 労働者派遣事業の種類

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば、登録者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業がこれに該当します。一般労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

特定労働者派遣事業とは、常時雇用される労働者のみを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。特定労働者派遣事業を行うには、厚生労働大臣に届け出をしなければなりません。

特定労働者派遣事業	一般労働者派遣事業
届出制	許可制
労働者派遣法第16条	労働者派遣法第5条
正社員や雇用期間が反復継続している契約社員など、期間の定めがなく雇用されている常時雇用される労働者のみを派遣する事業	常時雇用される労働者の派遣に加え、登録者の中から期間を定めて労働者を派遣する事業

○ 労働者派遣法（抄）

（用語の意義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

（一般労働者派遣事業の許可）

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（特定労働者派遣事業の届出）

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第3号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

(契約の内容等)

第26条 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

(各号の記載省略)

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(各号の記載省略)

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令